

令和2年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。
- 9) 民法については、新法(平成29年6月2日法律第44号および平成30年7月6日法律第72号による改正後の法)に基づいて、解答してください。

民法（配点150点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

【第1問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

2020年7月1日、Aは、Bとの間で、自己が所有する3階建てのビルの1階部分（以下「本件1階部分」という。）について、賃料を月額20万円の前月末日払、敷金を40万円、契約期間を2年とする約定で、賃貸する契約を締結した。その後、Bは、Aの承諾を得た上で、本件1階部分を改装した後、そこでレストランの経営を始めた。

2021年6月頃、Bは、遠方に居住する家族の介護をする必要に迫られたため、本件1階部分でレストランを経営することができなくなった。そこで、同年7月1日、Bは、Aの承諾を得た上で、Cとの間で、本件1階部分について、賃料を月額30万円の前月末日払、敷金を60万円、契約期間の定めなし、本件1階部分の中にある施設を自由に使用してよいとの約定で、賃貸する契約を締結した。そして、Cは、同年8月1日から、本件1階部分でレストランの経営を始めた。

Bは、家族の介護に多額の資金を必要としたことから、2021年8月末日の支払分以降、Aへの賃料の支払を停止した。これを受けて、Aは、Bに対して、同年9月以降、頻繁に賃料を支払うよう求めたが、Bは、これに応じなかった。他方で、Cは、2021年11月末日の支払分までは、Bに対して所定の賃料を支払っていたが、BがAに対して賃料を支払っていないことを認識した後の2021年12月末日の支払分以降については、Bへの賃料の支払を停止した。

2022年2月1日、Aは、BおよびCに対して、本件1階部分から立ち退くよう求めた書面を内容証明郵便で送付した。もっとも、Cは、現在に至るまで、本件1階部分でレストランを経営し続けている。

現在は、2022年3月1日である。

【設問】

Aが本件1階部分の明渡しを求めることができるかどうか、および、Aが誰に対してどれだけの額の支払を求めることができるかについて、検討しなさい。

【第2問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の（1）および（2）に答えなさい。なお、民法の範囲で解答すれば足り、自動車損害賠償保障法そのほかの特別法には触れなくてよいものとする。

〔事例〕

2020年4月3日、A社の従業員であるBは、後部座席に同僚であるCを乗せて、A社の商品カタログを取引先に持参するため、A社が所有する自動車（以下「甲」という。）を運転していた。なお、甲の側面にはA社の名称が記載されている。

Bは、日頃の疲れから居眠りをしたことによって甲を反対車線にはみ出させ、反対車線を走ってきたDが運転する軽トラック（以下「乙」という。）に甲を正面から衝突させる事故（以下「本件事故」という。）を起こした。乙の所有者はDである。

その後の調べで、Dも本件事故当時スマートフォンを操作していたために前方を注視していなかったことが判明した。その結果、BとDの過失割合は1：1とされた。

本件事故により、甲の修理に300万円、乙の修理に200万円を要することになった。そこで、A社は、Dに対して、300万円の支払を求めた。これに対して、Dは、DがA社に対して有する200万円の債権と相殺すると述べた。

また、本件事故によりCが負傷した。Cの負傷の程度は通常人であれば全治2週間程度のものであったが、Cの骨が先天的にもろかったために症状固定まで2年を要し、さらに右足に障害が残った。Cは、Dに対して、自己に生じた損害の全額である3000万円を請求した。

（1）DのA社に対する債権の成立根拠を明らかにした上で、Dの相殺の主張が認められるかどうかについて、検討しなさい。（40点）

（2）DがCに対して3000万円を支払わなければならないかどうかについて、検討しなさい。なお、Cに生じた全損害額が3000万円であることについては、争いはないものとする。（35点）

民事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

〔事例〕

Xは、Yに対して貸し付けた1000万円の返還を求めるために、訴え提起の準備を進めていたが、とりあえず1000万円の一部である600万円の返還を求める訴えを提起することとした。そこで、Xは、訴状に1000万円の一部であることを明示して、Yに対し、600万円の返還を求める訴えを甲地方裁判所に提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「前訴」という。）。

【第1問】（20点）

判例によれば、前訴の訴訟物は何か。結論とその理由を答えなさい。

【第2問】（30点）

前訴において、Yは、Xが主張する貸付額について争ったところ、裁判所は、審理の結果、Yに対して500万円の支払を命じる一部認容判決を言い渡し、前訴判決は確定した。

その後、Xは、Yに対し、1000万円の残部である400万円の返還を求める訴え（以下、この訴えを「後訴」という。）を甲地方裁判所に提起した。

【第1問】で解答した前訴の訴訟物を前提とした場合、後訴の裁判所は、後訴についてどのように扱うべきか。結論とその理由を答えなさい。

令和2年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

〔事例〕

学生甲は、連夜の飲み会で仕送りを使い果たし、親からも勘当されたため、資産家の祖父Aに援助を頼んだものの、「無駄遣いしたお前が悪い。」と断られてしまった。そこで、甲は、別の理由でAから金を騙し取る計画を思いつくと、数日後、Aに電話をし、「じいちゃん、オレだけ。実は、酔って喧嘩をして、相手に怪我をさせてしまった。軽い怪我で済んだのに相手が凄く怒って、50万円払わないと訴えるっていうんだ。警察沙汰になって、大学にバレたらヤバイ。必ず返すから、金を立て替えてくれないか。」と申し向けた。

Aは、「この話が本当なら孫を助けてやりたいが、最近よくある詐欺の手口に似ている。甲ではない誰かが、自分を騙して金を払わせようとしているのではないか。」と思い、「騙されたふりをして指示に従い、おびき出した犯人を捕まえよう。」と考えた。そこで、Aが、「わかった。金を送るから、相手の住所を教えなさい。」と応じると、甲は、B区所在のアパートの住所と空き部屋の番号をAに伝えた。Aは、現金の代わりに新聞紙の束を詰めた封筒を用意すると、指示された住所に発送し、封筒が届く日時を甲に連絡した。

これを受けて、甲は、自分と同じく困窮している友人乙に電話をし、「手っ取り早い儲け話がある。近くのアパートに行って、届いた封筒を受け取るだけの仕事だ。何も聞かずに協力すれば、10万円やるよ。」などと申し向けた。乙は、「流行のオレオレ詐欺の片棒を担がされるのではないか。」と思ったものの、「封筒を受け取るだけで金が貰えるなら、楽な仕事だ。」と考え、甲の依頼を承諾した。そこで、乙が、指示された日時にアパートに赴くと、空き部屋の住人を装い封筒を受領したところで、警戒中の警察官により逮捕された。

計画の失敗を知った甲は、A宅から金を盗んだ方が早いと考えた。そこで、甲は、A宅に赴き、Aの外出を確認すると、無施錠の裏口から侵入し、タンスの引出しに隠してあった現金100万円を自分の鞆にしまい込み、玄関から外に出た。するとそこに、忘れ物をして戻ってきたAが現れた。Aが、「甲じゃないか。ここで何をしている。」と尋ねると、甲が、急いで立ち去ろうとしたため、Aは、「待て。なぜ慌てている。」と、甲の腕を掴んで引き留めようとした。「捕まりたくない」と考えた甲は、Aの胸ぐらを掴むと、一本背負いの要領でAを投げ飛ばし、背中などに全治10日間の打撲傷を負わせた。

刑事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。
なお、各設問は、独立した問題である。

〔事例〕

検察官Pは、起訴状における「公訴事実」の欄に下記の窃盗の罪を記載して、被告人Xを起訴した（以下「本件」という。）。なお、本件は公判前整理手続に付されていない。

「被告人は、令和元年7月15日午後11時30分頃、東京都文京区◇◇町所在の〇〇公園において、鉄製のバールを携帯して、V1所有の自転車のカゴに入っていた財布から、同人所有の第一種普通自動車運転免許証を窃取したものである。」

Pは、本件の審理を担当する裁判所に対し、第1回公判期日の前に、「公訴事実」の欄の記載を改めるという請求を行った（以下「本件請求」という。）。

【第1問】（25点）

本件請求の内容が下記の常習特殊窃盗（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律2条）の罪に改めるというものであるとき、本件の審理を担当する裁判所が本件請求に対しとるべき措置について、具体的な事実を挙げて論じなさい。

「被告人は、常習として、

- 1 令和元年7月15日午後11時30分頃、東京都文京区◇◇町所在の〇〇公園において、鉄製のバールを携帯して、V1所有の自転車のカゴに入っていた財布から、同人所有の第一種普通自動車運転免許証を窃取し
- 2 同月25日午後10時40分頃、同公園において、鉄製のバールを携帯して、V2所有の自転車のカゴに入っていた財布から、同人所有の現金1万円を取り出して窃取し

たものである。」

【第2問】（25点）

本件請求の内容が下記の窃盗の罪に改めるといふものであるとき、裁判所が本件請求に対しとるべき措置について、具体的な事実を挙げて論じなさい。

「被告人は、令和元年7月13日午後10時20分頃、東京都文京区◇◇町所在の〇〇公園において、V1所有の自転車のカゴに入っていた財布から、同人所有の第一種普通自動車運転免許証を窃取したものである。」

<参考：盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(抄)>

第2条

常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五条……(中略)……ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ三年以上……(中略)……ノ有期懲役ニ処ス

① 兇器ヲ携帯シテ犯シタルトキ

<以下略>

令和2年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙に、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点100点）

以下の〔事例〕においてXが提起した憲法問題について、これまでの最高裁判所の判例に言及しつつ、論じなさい。

なお、〔事例〕に登場する「Nシステム」については、警察が外部に公表していない情報もあるが、解答に当たっては、以下の記述を前提としなさい。

〔事例〕

Xは、自動車を保有し、日頃より自ら運行の用に供している者である。Xは、警察がNシステムを通じ同人の車両の通過情報を同人の同意によらずに取得していること（捜査上差し支えがあることを理由として、Nシステムの端末装置の設置場所は明らかにされていない。）、更に、Xの車両の通過情報が、警察のコンピュータに一定期間保存されている間に第三者に漏洩する危険にさらされていることを理由として、国家賠償法1条1項に基づき、国に損害賠償を求める訴えを提起した。

Nシステム（自動車ナンバー自動読取システム）とは、各地の道路上に設置した端末装置のカメラで通過する車両をとらえ、そこで得た情報を端末装置に内蔵されたコンピュータで高速処理し、ナンバー・プレートの文字データを抽出し、これを通信回線で警察本部に設置された中央装置に送り、中央装置のコンピュータが当該データとあらかじめ登録されている手配車両のデータとを自動的に照合するもので、被疑者が逃走に使用している車両を速やかに捕捉すること、および、重要事件などに使用されるおそれの高い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙ならびに被害車両の回復を図ることを目的として、警察庁が1980年代後半に運用を開始した。

個々の端末装置のカメラは、ナンバー・プレートのみならず、運転手や助手席の同乗者の外貌も同時に撮影するが、撮影された情報は瞬時にコンピュータで処理され、ナンバー・プレートの文字データのみが記録され、乗車している者の容貌などの画像情報が記録されることはない。ただ、同一車両が複数の端末装置の設置場所を通過した場合、各端末装置の設置場所の通過時刻を含む通過記録を統合することにより、当該車両の移動状況が捕捉できる仕組みとなっている。なお、犯罪の発生から警察による事件の認知または容疑車両の割出しまでに時間がかかる場合があるため、Nシステムで読み取った通過車両データは、ある程度の期間保存されるが、それらの保存データが警察外部に流出した例はこれまでのところ確認されていない。